

「個人情報の保護に関する法律に係るＥＵ及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」に関する意見募集の結果について

令和５年３月３１日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、令和４年１２月２３日（金）から令和５年１月２７日（金）まで、「個人情報の保護に関する法律に係るＥＵ及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」につきまして、広く国民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して、２１の個人又は団体から延べ２７件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙１及び別紙２のとおり取りまとめました。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。